

大館市農業委員会総会議事録

令和3年5月14日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和3年5月14日（金）午前9時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）					
1番	渡邊 久留美	10番	菅原 一成	17番	虻川 マキ子
2番	石山 元一	11番	小畑 恵美子	18番	安部 幸美
3番	阿部 重信	12番	富樫 英悦	19番	渡邊 久雄
5番	小林 大樹	13番	畠山 繁司		
6番	小畑 純市	14番	浅利 瑞穂		
7番	伊藤 昇	15番	糸屋 由衛門		
9番	藤盛 久登	16番	菅原 和久		
3. 欠席委員の氏名（2名）					
4番	斎藤 重春				
8番	高坂 千悦				
4. 委員以外の出席者 職氏名					
なし					
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	乳井 康和			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	佐々木 信成			
6. 議事録署名委員	3番	阿部 重信		5番	小林 大樹
7. 書記	佐々木 信成				

報 告 ・ 議 案

報告第 11 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 25 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 26 号	農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について
議案第 27 号	農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について
議案第 28 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 29 号	農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）
議案第 30 号	大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

糸屋会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 17 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、齋藤 重春 委員、高坂 千悦 委員から都合により欠席するとの連絡がありましたことをご報告いたします。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 3 番 阿部 重信 委員、議席番号 5 番 小林 大樹 委員にお願いします。

議長

それでは、会議に入ります。

業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長

- ・業務報告 (4 月総会～5 月総会) について
- ・報告第 11 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知
について

以上報告する。

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見ご質問等ございませんか。

～意見・質問の声なし～

議長

ないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 25 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

9 ページをお開き願います。

議案第 25 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、この処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 3 年 5 月 14 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

10 ページをお開き願います。

内訳は、No.25 の 1 件で、田の面積 2,778 m²であります。

譲受の事由は、「経営拡張」となっております。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書の 1 ページに記載されておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項第 1 号～第 7 号に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは議案 25 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 25 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします

議長

次に、議案第 26 号『農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

11 ページをお開き願います。

議案第 26 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 4 条の規定による転用許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 3 年 5 月 14 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

12 ページをお開き願います。

内訳は、No.1 の 1 件で、地目は田、面積は 1,608 m²であります。

申請人は、所有する申請地に 14 世帯が入居できる共同住宅を建築しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は大館市立東中学校の北、約 400m 地点に位置し、用途地域の第 2 種中高層住居専用地域内の農地であり、第 3 種農地と判断されますので、農地法運用第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてあります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますの

で、問題は無いものと考えます。

No.1 の位置図及び配置図は 13, 14 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.1 の現地調査の結果を議席番号 17 番の虻川マキ子委員より報告願います。

17 番

17 番の虻川 マキ子です。

議案第 26 号のNo.1 につきまして、去る 5 月 6 日に菅原 和久 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 13 ページの位置図になります。

この場所は、主要地方道 大館十和田湖線を御成町より雪沢方向へ向かい、市立東中学校の信号機付き十字路を代野方向へ左折、市道下代野下町線を 300m ほど直進した右側農地で休耕地として管理されておりました。

14 ページの配置図にありますように、自己所有農地に集合住宅を建築し利用する計画であります。

用地造成につきましては、西側市道及び北側隣地宅地と同等の高さに盛土し、東側は L 字擁壁、南側は法面とし、防草シート砕石敷きによって保護し、崩落、土砂の流入を防ぐ計画であります。

雨水排水は、市道側溝を利用することで、特に問題はないものと見てまいりました。

また、申請地域は大館土地改良区の管理区域であり、同改良区の同意を得ていることを合わせて報告いたします。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、虻川 マキ子 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 26 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 26 号について原案のとおり決してご異議ござ

いませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします

議長

次に、議案第 27 号『農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

15 ページをお開き願います。

議案第 27 号 農地法第 5 条の規定による賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権（使用貸借による権利）設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 3 年 5 月 14 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は 16 ページの No.6 の 1 件で、地目は全て田、面積は 1,321 m²です。

転用の目的は、父が所有する農地を申請人である息子が、申請地を無償で借り受けて 14 世帯が入居できる共同住宅を建築しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、大館市立有浦小学校の北、約 500m 地点に位置し、用途地域の第 1 種中高層住宅専用地域内の農地で、第 3 種農地と判断できますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準について

であります、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.6 の位置図及び配置図は 17、18 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.6 の現地調査の結果を議席番号 17 番の虻川 マキ子 委員よりご報告願います。

17 番

17 番の虻川 マキ子です。

議案第 27 号のNo.6 について、去る 5 月 6 日に菅原 和久 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

申請地は 17 ページの位置図になります。

この場所は、JR 大館駅方向から市道大館長木線に入り、国道 7 号跨道橋を過ぎ、250m 進み、市道板子石東線に左折、50m ほど直進し右折し 100m ほど進んだ左手農地で休耕地として管理されておりました。

18 ページの配置図にありますように、父親所有の田を使用貸借し、集合住宅を建築しようとするものです。

用地造成につきましては、約 66～85 cm の盛土をし、南側道路、東側宅地と同レベルとする。北側は法面とし防草シートを施し、西側は地先境界ブロックにて土砂の流出を防止する。

雨水排水は、敷地内に浸透側溝を設置し、道路側の既設可変側溝へ排出させる計画です。

汚水・生活雑排水は公共下水道へ接続することとしており、特に問題はないものと見てまいりました。

また、申請地域は大館土地改良区の管理区域であり、同改良区の同意を得ていることを合わせて報告いたします。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、虻川 マキ子 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 27

号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 27 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 28 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

19 ページをお開き願います。

議案第 28 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求めらる。

令和 3 年 5 月 14 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は、20 ページのNo.5 からNo.7 の 3 件で、田の面積 1,533 m²、畑の面積 1,146 m²、面積合計は 2,679 m²であります。

No.5、No.6 は一体としての利用のための申請で、転用目的は、農作物の集荷、乾燥、貯蔵を行うため、申請地を譲り受けて農業用施設を建築しようとするものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであ

りますが、申請地は、大館市立田代中学校の東、約 1.7k mに位置し、第 2 種農地と判断されますので、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (a) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題ないと考えます。

No.5、6 の位置図及び配置図は、21 ページから 24 ページに記載のとおりであります。

次に、No.7 についてご説明いたします。

転用の目的は、加工用の石等の保管場所とするため、申請人が申請地を譲り受けて資材置場としようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてではありますが、申請地は大館鳳鳴高校定時制課程桜楯館の北東、約 200m に位置する第 1 種低層住宅専用地域の第 3 種農地であります。

また、法第 5 条第 2 項第 3 項から 7 項までに規定する一般基準についてではありますが、本案件はこれらいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.7 の位置図及び配置図は 25、26 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.5～No.7 の現地調査の結果を議席番号 16 番の菅原 和久 委員より報告願います。

16 番

16 番の菅原 和久です。

議案第 28 号No.5、No.6、No.7 について、去る 5 月 6 日に虻川 マキ子 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めにNo.5 とNo.6 については、農業用施設として一体で利用する計画であ

ることから、合わせてご報告いたします。

申請地は 21 並びに 23 ページの位置図になります。

この場所は、国道 7 号を大館方面から田代方面へ進み、右手に佐藤石油ガソリンスタンドのある信号機付きの T 字路を左折したすぐ左手の角地の農地で、休耕地として管理されておりました。

22, 24 ページの配置図にありますように、二筆を一体利用し、にんにくの集出荷貯蔵施設を建設しようとするものです。

転用にあたり、隣接する西側市道と同じ高さで盛土造成を行い、法面には張芝を施し、南側宅地、東側農道ともレベルを合わせ、土砂の流出を防止する計画です。

敷地内は碎石敷きとし、雨水等は地下浸透並びに自然流下で、汚水、生活雑排水等は汲取りとし、排出しないとのことで特に問題は無いものと見てまいりました。

次に No.7 についてご報告いたします。

申請地は 25 ページの位置図になります。

この場所は、旧 103 号を大館方面から池内方面へ向かう途中、小館花の信号 T 字路を左折、市道狐台線に入り、法務局手前を左側し、市道 東台南ヶ丘線に入り、400m ほど直進した右手農道を更に 400m 進んだ右側農地で、休耕地として管理されておりました。(旧大館高校野球グラウンドバックネット側)

26 ページの位置図にありますように、申請人が営んでいる石材業の石材置き場として利用する計画です。

北側農道とレベルを合わせる程度の約 90 cm の盛土を行い、南側、東側、西側には L 字擁壁を設置し土砂等の流出を防ぎ、雨水排水は碎石敷きによる地下浸透及び西側の既存側溝に排出を計画しています。

汚水、生活雑排水は排出されず、また、当該地域を管轄する大館土地改良区の承諾も得ていることを申し添えます。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、菅原 和久 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 28 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 28 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 29 号『農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

27 ページをお開き願います。

議案第 29 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 3 年 5 月 14 日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

28 ページをお開き願います。

28 ページには、令和 3 年度農用地利用集積計画（第 2 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております。

決定依頼の件数は、新 - 73 から新 - 88 までの 16 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。契約期間 2 年が 1 件、3 年が 2

件、4年が3件、5年が6件、9年が1件、10年が3件で、地目は田の面積が113,759.16㎡、畑の面積が2,120.00㎡、面積合計は115,879.16㎡であります。

次に、29ページには、利用権を再設定するものが記載されております。

再-3から再-7までの5件であります。

契約期間別の内訳についてであります。1年が2件、5年が1件、9年が2件で、すべて田で、面積合計は13,765㎡となっております。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認しております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第29号の審議に入る前に、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、「農業委員が、自分又は同居親族に関する議案の審議に参加できないこと」になっており、対象となる案件について個別に退席して頂いて審議したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

初めに、「28ページの新-82を除いた新-73から新-88まで」を審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、「新-82を除いた新-73から新-88まで」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、「28ページの新-82」を審議します。

恐れ入りますが、議席番号 16 番 菅原 和久 委員は退席願います。

(16 番 菅原 和久委員 退席)

議長

何かご意見ご質問ございませんか。

議長

ないようですので、「新-82」について原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議席番号 16 番 菅原和久委員は入室をお願いします。

(16 番 菅原 和久委員 入室し着席)

議長

次に、『29 ページの再-3 ～ 再-7』について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、『29 ページの再-3 ～ 再-7』について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

次に、議案第 30 号『大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

30 ページをお開き願います。

議案第 30 号 大館農業振興地域整備計画変更（案）に対する意見について

農業振興地域整備計画変更案について、大館市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項で準用する同条第1項の規定に基づく意見を求められたので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和3年5月14日提出 大館市農業委員会 会長 糸屋由衛門

内訳は31ページの大館農業振興地域整備計画変更概要の案件番号1、1件であります。

位置図は、33ページになります。

申請者は、大館市土地改良区で、申請する土地の現況地目は田で、筆数は6筆、面積合計は、1,468㎡です。

計画変更の目的ですが、雪沢地区県営農地中間管理機構関連ほ場整備事業の対象地内の農用地区域外の農地を農用地区域へ編入しようとするものです。

説明は以上となります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第30号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第30号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め原案どおり決することといたします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長

当面の行事日程について説明する。

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

ないようですので、事務局からその他連絡事項等ありましたらお願いします。

事務局

(1) 令和2年度「業務報告書」及び令和3年度「業務計画書」について説明。

(2) 令和4年度農林関係税制改正に関する要望について（案）を説明。

事務局

(2) について、案のとおり秋田県農業会議へ提出してよいかお伺いします。

～了解との声有り～

議長

事務局からの説明に、質問等はありませんか。

議長

ないようであれば、本日の定例総会を終了いたします。

午前10時5分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年5月14日

議 長

議事録署名委員 3番

議事録署名委員 5番

農地法第3条調査書

議案第20号 No.24	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市字二ツ屋境・・・ほか・・・筆		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市字二ツ屋境・・・	〇〇〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市下代野字中道北・・・	△△△△
作成者	農業委員会事務局 農地振興係 佐々木 信成		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (下限面積)	譲受(借)人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積10aを超える。	する しない
第2項第6号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第7号 (地域調和)	申請地は、これまで譲渡(貸)人以外の法人へ貸付し耕作が行われてきたが、今後は、譲受(借)人が経営規模を拡大する目的で本申請地を取得し、営農に資する計画である。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、4月29日、伊藤昇 農業委員と石垣忠廣 推進委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない